

第 14 回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成 22 年 8 月 7 日(土) 午前 9 時 30 分～午後 0 時 00 分

場 所：燕市吉田公民館 3 階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、川瀬委員、小林(正) 委員、小林(由) 委員、斎藤委員、竹井委員、田邊委員、中村委員、早川委員、藤森委員、本間委員、安田委員、山田委員、鷲澤委員
(計 21 名)
(欠席 3 名 今井委員、清水委員、下村委員)

職員委員：石村委員、五十嵐委員、西海知委員、酒井(緑) 委員、酒井(善) 委員、土田委員、富所委員、服部委員、原田委員、広瀬委員、細貝委員、向井委員(計 12 名)
(欠席 3 名 岡田委員、武田委員、松本委員)

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 大越課長、宮路副主幹、田辺副主幹、鈴木主任、倉田主事、藤野主事、宮野主事、地域振興課 川上主任(計 9 名)

傍聴者：1 名

次 第

1. 開会	1
2. 意見交換	1
テーマ 「第 5 章 情報共有」「第 6 章 市政運営」「第 7 章 条例の尊重及び見直し」 の各グループ意見の整理について	
事務局説明	1
馬場先生の意見	4
全体討議	5
3. ワークショップ	6
テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「前文」と「条例の名称」について	
馬場先生の意見	6
事務局説明	7
グループワーク	7
【1 班の発表】	7
【2 班の発表】	8
【3 班の発表】	8
【4 班の発表】	9
【5 班の発表】	9
4. その他	10
5. 閉会	11

1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第14回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分の意見交換で、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の第5章から第7章までについて、市民検討会議としての意見を決定していきたいと思っております。

また、会議の後半部分のワークショップでは、これまでの議論を踏まえ、各条文に盛り込みきれなかった、まちづくりへの想いや考えを「前文」に反映し、「条例の名称」についても意見交換を行い、各グループの意見をまとめて発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより次第の2番目の意見交換に移らせていただきます。

2 意見交換

テーマ 「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」「第7章 条例の尊重及び見直し」
の各グループ意見の整理について

事務局：

それでは、これから『第5章 情報共有、第6章 市政運営、第7章 条例の尊重及び見直しの各グループ意見の整理について』をテーマに意見交換を行います。

前回の会議では、条例素案の第5章から第7章までの各条文案について、皆さんの考えや意見を出し合って、修正意見をまとめ、発表していただきました。

今回の意見交換では、前回の会議で挙げられた修正意見を皆さんから確認していただいたうえで、条例素案の第5章から第7章までについて、市民検討会議としての素案を決定したいと思います。

【事務局説明】

それでは、事前に送付いたしました資料1をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた修正意見等を漏れなく記載し、各グループから挙げられた意見に基づいて、事務局が整理した修正案を掲載したものです。

せっかく議論した修正意見が反映されていないグループもあると思いますが、事務局でどのように修正案をまとめたのか、これからご説明させていただきますので、その説明内容を踏まえて、もっと強く言いたいものや、載せてほしくない項目などについて、今一度ご意見をいただければと思います。

はじめに、第5章から第7章以外の部分についてご説明します。

第3章の第17条、協働のまちづくりの推進の部分です。前回会議の意見交換で、修正案について決定させていただきましたが、なぜ、ここで再度修正案をご提示したのか、説明をさせていただきます。条文全体の検討が前回の会議で終了したことから、事務局で条文全体をチェックしておりますが、なぜ協働の取り組みが必要なのかがはっきりしない、見えてこないということが分かりました。馬場先生とも協議させていただきましたが、協働による取り組みの必要性や目的を明らかにする必要があると考え、修正案のとおり修正してはどうかというご提案です。この後で皆さんから今一度ご意見をいただければと思います。

次に、第4章の第25条の住民投票の部分です。第3項について、前回会議の意見交換で、修正案をご提示した際に、議会についての表現を加えた方が良いというご意見がありました。前回の意見交換の場で、はっきりと修正の方向性をご提示することができませんでしたので、今回の資料で修正案をご提示させていただきました。

議会の議決を経ることを明記することは、議会の権限や必要な手続きを明らかにするために必要と考え、「市議会の議決を経て」という表現を追加し、また修正に対応して、「その都度」という表現は明確ではないため、「事案ごとに」という表現を追加しています。

次に、第5章の情報共有についてご説明します。

第26条の情報の共有の第1項の修正案と、関連して第3項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、第3項は、第1項の内容に含まれるため、削除してはどうかという意見がありました。意見のとおり、第3項を削除して、「情報の収集」という表現を第1項に加えるとともに、回りくどい表現を簡略化し、修正案のとおり修正しています。

続いて、第26条第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見はありませんでしたが、これまでの議論で決定した第2条の定義の中の「まちづくり」の定義に合わせ、表現を「地域の公共的課題」に修正しています。また、次の条でご説明しますが、第27条第3項を削除し、この項に「適正な情報管理」という表現を追加しています。

続いて、第26条第3項の修正案をご覧ください。次の条でもご説明しますが、第26条と第27条で同様の意味合いが書かれているなど、条文をもっと整理した方が良いという意見がありました。そこで、第27条第2項は、市が行う情報提供の部分であり、第26条の情報共有と関係がより深いため、条文の意味合いがなるべく変わらないように整理した上で、第26条の中に移動しています。

続きまして、資料1の2ページ目をご覧ください。

第27条の情報の公開及び提供の部分ですが、第1項から第3項までの修正案をご覧ください。

第1項について、前回の修正意見で、燕市情報公開条例に基づきという表現を加えた方が良いという意見があり、意見のとおり、公開の方法や公開までの期間等を明確にするため、燕市情報公開条例に基づき、情報公開することを明らかにします。また、第1項と第2項で内容が同様の意味合いとなっているという意見や第27条を市の情報公開制度に特化した方が良いという意見から、条文を整理し、条文と見出しの部分を修正しています。

第2項について、前回の修正意見で、第1項と第2項で同様の内容になっているという意見や、第1項から第3項までを一つにまとめるなど、条文を整理した方が良いという意見や、第26条にまとめ、第2項は削除した方が良いという意見がありました。

そこで、第2項については、先程の第26条第3項でのご説明のとおり、第27条から第26条に移動しています。また、第3項についても同様に、第26条第2項の「適正な情報管理」という表現の部分に含めて規定することにより、第3項を削除します。

大幅に第26条と第27条を整理しましたが、各条文の表現や意味合いが変わることのないように統合させていただきました。

次に、第28条の個人情報の保護の部分の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、燕市個人情報保護条例に基づきという表現を加えた方が良いという意見があり、意見のとおり、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を明確にするため、燕市個人情報保護条例に基づき、保護することを明らかにします。

次に、第29条の説明責任及び応答責任の部分ですが、第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「分かりやすく」という表現を全体に係る一つの条文に規定して、個別の条文から「分かりやすい」という表現を削除してはどうかという意見がありました。くどいようですが、どのような場合に分かりやすい対応が求められるのかを明確にするため、表現を残しています。また、説明する「責任」を規定している部分であることから、「しなければなりません」という表現に修正しています。また、分かるという用語はすべて漢字で統一させていただきました。

続きまして、資料1の3ページ目をご覧ください。

第6章の市政運営についてご説明します。

第30条の総合計画の部分ですが、第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため」という表現は不要であるという意見がありました。ご意見のとおり、総合計画の理念をこの条例で規定する必要性はないため削除し、表現を簡潔に修正しました。また、総合計画の策定に当たり、市民の意見を参考にする規定や市民と協働でという表現を加えた方が良いという意見のほか、現状でも総合計画を市民参画で策定しているため、あえて市民参画を規定する必要はないという意見がありましたが、ご意見から判断しますと、総合計画の策定に当たっては、市民参画を求めること自体は必要であるということだと考えます。そこで、この条例の趣旨に基づき、市民とともに策定する必要性を明らかにするため、修正案のとおり修正しています。

次に、第31条の財政運営の部分ですが、第1項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、「政策相互の連携を図り」という表現について、分かりやすく表現するか、具体的な内容を解説で説明してはどうかという意見がありました。ご意見のとおり、解説に説明を追加するとともに、表現を一部修正させていただきました。

次に、第32条の行財政改革の推進の部分の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、「自立的な行財政制度の確立と」という表現を削除して簡潔にした方が良いという意見がありました。ご意見のとおり「自立的な行財政制度」とは、どのような制度を指すのか明確ではないことから、表現を削除します。ただし、行財政改革は市民サービスの向上以外の目的もあることから、現在策定されている「燕市行政改革大綱」から「自立した自治体経営を目指して」という表現を分かりやすく修正して引用します。また「前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で」という表現を削除して簡潔にした方が良いという意見がありましたが、分かりやすく賛成であるという意見もありましたので、そのまま残してあります。

続きまして、資料1の4ページ目をご覧ください。

次に、第33条の行政評価の部分の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、表現が回りくどいという意見や、2項に分けてはどうかという意見がありました。ご意見のとおり、第1項と第2項に分ける形で修正いたします。また、行政評価については、外部の評価も必要であるという意見や行政評価に市民も入った方が良いという意見がありました。そこで、この条例の趣旨に基づき、市の政策過程の評価の段階にも市民が加わる必要性を明らかにするため、修正案のとおり修正しています。

次に、第34条の政策法務の部分の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、一部表現の削除や表現を分かりやすく変更した方が良いという意見がありました。この条の目的が分かりにくくならないよう、一部表現を残した中で修正意見のとおり修正します。

次に、第35条の国及び他の地方公共団体等との連携の部分ですが、第1項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、一部表現の追加などについての意見がありました。修正意見のとおり「適切な役割分担の下」という表現を追加して規定します。また、第1項では国及び県との関係を、第2項では他の自治体等との連携を別々に規定していますが、規定の区分けが明確になるよう表現を修正します。

続いて、第35条第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、一部表現の削除についての意見がありました。修正意見のとおり修正し、また、修正に伴い、第1項と規定の区分けが明確になるよう、表現を修正しています。

もう1点ですが、ご提案があります。第35条第3項については、特に修正意見はありませんでしたし、修正案の部分にも掲載しておりませんが、事務局で条文全体をチェックしたところ、「広く国際社会との交流及び連携」という表現が、意味が広く、少し曖昧ではないかということ

で、「広く国際社会との」という表現を「まちづくりにおいて国際的な」という表現にしてはどうかというご提案です。修正後の表現としては、「市は、国際社会に果たすべき役割を認識し、まちづくりにおいて国際的な交流及び連携に努めるものとします。」となります。この後で皆さんから今一度ご意見をいただければと思います。

続きまして、資料1の5ページ目をご覧ください。

第7章の条例の尊重及び見直しについてご説明します。

第37条の条例の見直しの部分ですが、第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、見直しのための必要な措置とは何か、内容を明確にした方が良いという意見や「市民検討委員会等を設置し」といった具体的な仕組みを規定した方が良いという意見がありました。

条例の見直しに伴う具体的な検討の手法は、市長の判断に委ねられることとなりますが、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参画が十分に図られるよう、また市民の意見が反映されるよう配慮する必要性を追加しています。また、市民検討委員会等を設置することについて明記するという考えもありましたが、必ず審議会を立ち上げなければならないということではなく、見直しの時点で、その時々にあった、市民の意見をより効果的に反映できる手法を用いることができるよう、修正案のとおり修正いたしました。なお、未定ということではありますが、条例が制定された場合に、来年度以降、市民の皆さんの立場からこの条例の適切な運用を管理していただく組織を立ち上げたいと私自身は考えています。

以上のとおり、前回会議の修正意見等についての考え方や修正案についてご説明を行いました。この後、馬場先生から修正案の考え方につきましてご意見をいただき、その後、全体討議ということで、修正案について皆さんからご意見をいただきたいと思います。

その前に、これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(特になし)

事務局：

それでは、修正案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。条例素案の検討も、いよいよ佳境に入ってきました。先程、事務局から説明をしていただきましたが、条例素案の全体像が見えてきた中で、前後の関係などから条文を整理する必要がある部分も生じてきたということです。

最初に、情報公開と情報共有の部分についてです。情報公開や情報共有について、考え方としては、皆さんから議論していただいたとおりですが、市民と行政との関係というものを考えたときに、二つの枠組みで考えることができます。情報を伝える意思がどちらにあるかということ、それから、その意思をどちらの方向に伝えるかということです。

広報というものは、市民と行政のどちらに意思があるかと言えば、行政の側に意思があります。行政が市民に対して伝えたいというものが広報です。情報の提供方向は、行政の側から市民に対して伝えられるというものです。

これに対して公聴というものは逆方向です。パブリックコメントなどもそうですが、公聴というものは、聞きたいのはどちらかと言えば行政の側です。情報の提供方向は、市民の側から行政に対してです。

それと同様に意見表明や苦情ですが、意思はどちらにあるかと言えば、市民の側にあって、市民から行政に対して情報が提供されるという形です。

では、情報公開を考えてみると、情報を知りたいと思っているのは市民であって、情報の提供方向は、行政から市民に対して情報が提供されるという形です。このように4つのパターンがあり、第26条から第29条までの部分で整理してあります。

また、その中で個人の情報を保護しなければならないという部分が第 28 条です。基本は、情報は公開するべきものであるという考え方に立ちますが、個人の権利が奪われていくことにつながるため、個人情報については保護するという事です。なおかつ、そもそも二つの考え方があり、今回は燕市の個人情報保護条例をこの条例に引用するという形をとりました。考え方として、個別の条例を特定しないという規定の仕方もありますが、皆さんの意見を取り入れ、より分かりやすい形で規定したということです。

次に第 6 章の市政運営についてですが、どちらかと言えば馴染みのない部分であり、分かりにくい規定であると思います。しかし、今後は多分、市民の皆さんもこういった部分に参加していくことになるであろうということです。この章で、分かりやすいという表現について意見がありましたが、僕個人の意見ですが、分かりやすいという言葉はあまり好きではありません。どうしてかと言えば、行政が行っていることは、分かりやすいものだけではないんですね。分かりにくいことでも重要なことはたくさんあります。皆さんの仕事の中でも説明が難しいこと、専門的なことはいくらでもあると思います。

続いて、今回の修正案のように行政評価などについて、市民と行政の間で協働で行っていくということも考えられます。行政評価については、今、事業仕訳が色々なところで行われています。それが必要なか不要なのかイエスかノーかで答えるように仕訳人が言うわけですが、行政が行っていることは、皆さん、ここに参加してお分かりのとおり、利益が上がるか上がらないかということではありません。民間でやっていること大きく違うのは、ある価値を付与していくこと。例えば、高齢者福祉は、どうやっても利益が上がるものではありませんよね。しかし、必ずやらなければならないものです。そこで、そういう価値を実現しようとしているものに対して、イエスかノーかで答えられないということもあるんです。そういったことから、僕は事業仕訳について批判的なんです。逆にそういう場面で、行政はきちんと説明をしなければならないんです。こういう価値があるからやっているのだと説明をしなければならないんですが、それも十全に説明ができていないとすると、取り止めた方が良いということになるわけです。

行政評価を市民と行政の間で行っていくことになると、そういう問題があります。ここに参加している皆さんのような立場とは全く逆に、第三者がいきなり入ってきてイエスかノーか、経済的な合理性だけで考えられるとつらいと思います。ただし、そういった意味でも、市民と行政との間で市民参画や協働を通して、徐々に行政の立場を理解し合い、市民の立場を理解し合うというメカニズムを作っていけたら良いのではないかという考えから、このような規定になったということです。

そのほか、大きく変更となった部分はありませんので、僕からの説明は以上です。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【全体討議】

事務局：

それでは、全体討議ということで、馬場先生のご意見を踏まえながら、前回会議の修正案について、委員の皆さんからご意見を伺っていきたいと思います。

第 3 章 協働

第 17 条 (協働のまちづくりの推進)

第 4 章 市民参画

第 25 条 (住民投票)

第5章 情報共有

- 第26条（情報の共有）
- 第27条（情報公開）
- 第28条（個人情報の保護）
- 第29条（説明責任及び応答責任）

第6章 市政運営

- 第30条（総合計画）
- 第31条（財政運営）
- 第32条（行財政改革の推進）
- 第33条（行政評価）
- 第34条（政策法務）
- 第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）

第7章 条例の尊重及び見直し

- 第36条（条例の尊重）
- 第37条（条例の見直し）

…第3章、第4章の追加修正分と第5章から第7条までの各条文について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

事務局：

それでは、修正案について、委員の皆さんのご意見のとおり、市民検討会議としての意見を決定させていただき、前半の意見交換については、これで終了とさせていただきます。皆さん、たいへんありがとうございました。

ワークショップ

テーマ（仮称）まちづくり基本条例の提言書（素案）の検討
「前文」と「条例の名称」について

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただきます。はじめに、ワークショップで皆さんから実際に意見交換を行っていただきます。条例の「前文」と条例の「名称」の考え方等について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

今回、検討していただくのは、最後まで残してきた部分です。ずっと「仮称」として検討してきたわけですが、この条例の名前を考えるということ。もう一つは、前文というものです。

前文は、条例の本文の前に置かれるもので、あってもなくてもどちらでも良いものです。ただし、前文がある方が、この条例の理念を伝えやすくなるだろうと思います。したがって、前文についても載せた方が良いのではないかとということです。

もし、前文がなければ、第1条の目的を設定してそれで終わりにしてしまうわけですが、まちづくりや、特につばめという地域特性を考えたときに、燕はこんな特性があるので、こういうまちにしていきたいと言うことができる場所、それが実は前文の部分だけなんです。

この条例は、ルール作りであるため、基本構造としては、制度や仕組みしか書くことができないわけです。それに対して前文は、ルールを設定する前段として、燕市はこういう地域です、若しくはこういう特性があるのでこういう条例をつくりましたと言うことができる、盛り込める場所ということになります。したがって、前文を載せるということには、それなりの意味があると

考えます。

議論のポイントとしては、どういうキーワードがあるのか、そして、どういうキーワードを盛り込むべきなのか。前文の文章の細かい表現の仕方については後で整理していくこととして、それよりも、むしろこういう言葉が入っていた方が良く、もしくはこういうフレーズがあった方が良くといったことを考えていただくと良いのではないかと思います。

続いて条例の名称についてですが、どんなものでも結構です。色々な考え方があり、難しく考えないのであれば、これまでどおり「燕市まちづくり基本条例」という名前であるとか、例えば市民と行政が協働してまちづくりを進めることを強調するのであれば、そのような名前であるとか、どのような方向性にするかは、これもやはりこういうキーワードを入れた方が良くといったことを皆さんで考えていただきたいと思います。基本的には、燕市、条例というキーワードは免れないところだと思いますが、まちづくりを入れなければならないとか、それ以外にどんなキーワードを入れていくのか議論していただければと考えています。

以上です。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【事務局説明】・【グループワーク】

事務局：

それでは、続きまして、これよりグループワークに移らせていただきます。

はじめに、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。

(資料2に基づき説明)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくお願いします。

また、資料や進め方などについてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

なお、今回も休憩時間は特に設けませんので、各グループで休憩を取りながら進めていただきたいと思います。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

それでは、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの発表者の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1 班の発表】

・前文

前文のキーワードについて意見交換の内容を説明します。

「燕市の特徴」の2段落目の部分ですが、キーワードの例として産業が挙げられていますが、文章の中にも入っているんですが、つい先日人間国宝が排出されたわけですが、その技術や技をキーワードとして改めて書き出しました。合わせて、国際的な発展を目指したいという意味から、国際的というキーワードを追加しました。前文の修正意見については、「追隨を許さない」とい

う表現については、おごりにも捉えられかねないので表現を修正していただきたいという意見です。また、「金属加工技術」と表現されていますが、色々な分野で燕市は活躍していますので、その辺りをもう少し網羅して表現を追加できないかという意見がありました。「地場産品の物流を支える商業」という表現についても、商業についての説明がこれだけで良いのかという疑問があり、もう少し内容を膨らましてほしいという意見がありました。

「燕市の特徴」の3段落目の部分ですが、文章の中にも出てきますが、ここでは人というキーワードを追加したいという意見がありました。文章の修正意見ですが、「先人たちの力強さ」の前にしたかという表現を加えたいという意見がありました。

「条例制定の背景」の部分ですが、「使命」という表現については、もう少しやわらかい表現に変更したいという意見がありました。

「目指すまちの姿」の部分ですが、追加のキーワードとしていくつかありましたが、一番重要なのは、郷土に誇りが持てるというキーワードを追加していただきたいということです。

・条例の名称

条例の名称については、色々な意見が出ました。「燕市夢あるまちづくり基本条例」や「燕市まち・夢基本条例」など、その他にもありましたが、最終的に現段階といたしましては、オーソドックスですが「燕市まちづくり基本条例」という意見で1班はまとまっています。

以上です。

【2班の発表】

・前文

まず、前文のキーワードから発表します。

「燕市の特徴」の1段落目の部分で、自然というキーワードがあって、それに対して緑という表現を使った方が良いという意見がありました。

次に3段落目の部分ですが、良寛、長善館という表現が出てきておりますが、具体的に人名などにふれる必要があるのか、ふれなくても別の表現があるのではないかという意見がありました。

「目指すまちの姿」の部分で、昨今色々な犯罪や不安な暮らしが増えてきていて、それらを支え合って、お互いに話し合える環境がほしいということで、安全・安心というキーワードを入れた方が良いという意見がありました。

前文の修正意見については、全体の文体としては良くできていて、あえて修正する必要はないのではないかという意見でしたが、その実現のためにという部分と目的・決意という2つの項目の部分で、「まちづくり」という言葉が何度も使われています。まちづくりという言葉を全部削除しても、それなりの文章となることから、最後の部分に一つにまとめて表現してはどうかという意見がありました。

・条例の名称

条例の名称については、基本的には「燕市まちづくり基本条例」という基本型をそのまま用いた方が良いという意見でありまして、それに加えて協働や参画という詳しいキーワードを入れた方が良いという意見も数々ありましたが、2班として一つに統一して考えたのは、「みんなの燕市まちづくり基本条例」という意見になりました。

以上です。

【3班の発表】

・前文

3班では色々な意見が出ました。

「燕市の特徴」の部分ですが、こんな風に変更してはどうかという意見がありました。「私たちのまち燕市は、自慢の万本桜や四季折々の豊かな自然と信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。」

2 段落目の部分ですが、「また」の次に、「世界的にも知られる」を加えて、次の文章の中に「不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂」という表現や「ものづくりのまち」という言葉を入れたいという意見がありました。

3 段落目の部分ですが、「東洋一の大きな工事、大河津分水路を完成させた」という言葉を入れたいという意見がありました。

「条例制定の背景」の部分と「目指すまちの姿」の部分について、この2つを一体化した中で、「燕は一つの精神」を取り入れてもらいたいという意見がありました。

「その実現のために」という部分で、色々な意見がありましたが、「人づくりを支える」というキーワードの追加や、「積極的に～そして、」までの表現を削除して1本にしてはどうかという意見がありました。

・条例の名称

「燕市みんなで作る・守る基本条例」「燕市市民参画まちづくり基本条例」「燕市まちづくり基本条例」という3つの意見がありました。

以上です。

【4 班の発表】

・前文

「燕市の特徴」の部分ですが、最初に大河津分水という意見が挙げられました。また、その他のキーワードとして、進歩的なまち、金属加工が盛んなまち、洋食器・鎚起、伝統的という意見がありました。

「条例制定の背景」の部分ですが、「私達を取り巻く社会が変化する中で、より時代の変化に対応する中で、先人の積み重ねてきた財産を未来に引き継ぐためにこの条例を制定します。」という修正案も挙げられました。

「目指すまちの姿」の部分ですが、未来（次世代）に引き継ぐ、伝承、日本一輝くまち、豊かな自然を生かして、というキーワードを入れた方が良いという意見がありました。

「その実現のために」の部分ですが、協働・参画、人と人とのつながり、助け合う、というキーワードを入れた方が良いという意見がありました。

「目的、決意」の部分ですが、つばめという名に関連したはばたく未来という表現を入れたいという意見がありました。

燕というまちの地名の由来について、なぜ「燕」という名前が付いたのか、疑問に思っている小学生などもおり、郷土に愛着を持ってもらうには、その由来も必要ではないかと考えます。燕の宮町の付近に燕が飛んできたから、燕という名がついたという由来があるそうですから、その名前を用いて世界にはばたくというような表現で結んではいかがでしょうかという意見です。

・条例の名称

「日本一輝く燕市まちづくり基本条例」「燕市市民総参加総合まちづくり基本条例」「自立と調和の燕市まちづくり基本条例」「燕市まちづくり基本条例」「未来にはばたく燕市まちづくり基本条例」という5つの意見がありました。

以上です。

【5 班の発表】

・前文

前文の部分で、市民の皆さんが読んでいただいて勇気が湧いてくるような前文にならないかという議論になりました。

先程、大河津分水というキーワードも挙げられていましたが、長善館の出身者たちが結束して大河津分水路を造り上げたということを聞いております。まさに新潟平野を生き返らせた世界的な治水事業との関わりが長善館にあったということ、以外にご存じない市民の方が多いので、

それも盛り込んでどうかということで議論しました。

「燕市の特徴」の修正案を作成してみました。

私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。

このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心や大河津分水路を造り上げた先人達を輩出した長善館の人づくりの理念を現代に生かしていきます。

また、幾多の困難の中で技術の改良を図り、全国的にも追隨を許さない金属加工技術と技能を有するとともに、地場産品の物流を支える商業・産業の基盤を築き上げてきました。

米どころ越後平野の一面を担う農業が、均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。

皆さんから頂いたキーワードとして、水、洋食器、手作り、ひとづくり、そういった言葉が挙がっています。また、産業については、躍進というキーワードで、技術開発をさらに進めなければなりませんし、新産業の掘り起こしも必要であるという意見です。

「目指すまちの姿」の部分ですが、思いやり、これは目指すまちの姿の中で思いやりを行動に起こせる勇気を持つ、そういう人を育てるということで、その他、和というキーワードが挙がっています。

そういう意味で、市民の皆さんが誇りを持てる文章にしたいという意見です。

・条例の名称

「燕市まちづくり基本条例」「燕市ひと・まちづくり基本条例」という2つの意見がありました。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

今回の発表内容を事務局で整理し、次回の会議で皆さんから確認していただいたうえで条例素案の「前文」と「条例の名称」についての市民検討会議としての意見を決定します。

4 その他

事務局：

それでは、次第の4のその他につきまして事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

次回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の9月11日(土)午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

条例素案の検討も、ついに終了となりました。皆さん2カ年にわたり、学習会を含めれば3カ年ですが、たいへんお疲れ様でした。今日までのご苦労とご努力に対し、心から感謝申し上げます。

以前、スケジュールでご提示いたしましたとおり、市長への提言書の提出は11月13日(土)を予定しています。予定している会議はあと2回です。

提言書の提出に向け、第15回の会議では条例素案の全体像の確認と提言書の体裁についての確認を行い、必要に応じて修正していく作業を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として後日送付いたします『条例素案』の全体像を確認し、修正意見があれば、その内容を考えてきてください。今回議論した前文の修正案もあらかじめ反映したうえで送付しますので、よろしく申し上げます。

なお、次回都合によりご出席できない場合は、様式は問いませんので、修正意見等について、事前に事務局にご提出いただきたいと思います。

そのほかの連絡事項になりますが、皆さんから検討していただいた条例の素案を基に、今後、行政側で条例案を検討していくこととなります。条例案の検討は、市役所の各部署の代表者等で組織する「まちづくり基本条例庁内検討委員会」が、法令等と照らし合わせて問題がないか、条例の用語として正しいか、また、実際に条例を動かしていく際の問題点や、市議会に提案する際に問題が生じないかなどについて検討していきます。今回で、条例の素案がおおよそ確定しますので、これから庁内検討委員会を設置して、条例案の検討に入らせていただくことについて、ご報告させていただきます。

なお、馬場先生からも、今回の条例の検討の中で何度もお話がありましたが、皆さんから検討していただいた意見がすべて通って、条例素案がそっくりそのまま最終的な条例となるとは限りません。今後の手続きとして、庁内検討委員会の検討や、パブリックコメント、市議会の審議の中で条文の内容が変わってしまうということも有り得るということです。その点は、ご承知おきいただきたいと思います。ただし、これまでも、皆さんの意見を反映できなかったり、事務局が気付いた点を修正したりする際には、なぜそうなったか、すべて皆さんに説明するように努めてきました。

庁内検討委員会が検討を開始するというお知らせをしましたが、条例案の検討をする中で、もし、法令に照らし合わせて規定が難しいといった意見等があった場合には、皆さんに説明や情報の提供は必ずさせていただきますのでよろしくお願いします。

また、もう1点連絡させていただきますが、11月13日(土)を予定しています、市長への提言書の提出は、市民フォーラムという形で開催させていただきたいと思います。内容は、提言書の提出と提言内容を皆さんから発表していただくということで、馬場先生とも協議を進めておりますが、フォーラムの進め方についてご意見やアイデアがありましたら、次回の会議までに考えてきていただきたいと思います。

5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。